

ホワイトボード・ミーティング®認定講師制度 規 約

株式会社ひとまち

株式会社ひとまち（以下、当社という）は、ホワイトボード・ミーティング®及びファシリテーションの普及を目指し、「ホワイトボード・ミーティング®認定講師制度」（以下、本制度という）を設け、「ホワイトボード・ミーティング®認定講師制度規約」（以下、本規約という）を定めます。

第1条（目的）

ホワイトボード・ミーティング®認定講師（以下、認定講師という）が、ホワイトボード・ミーティング®をはじめとするファシリテーションの普及に取り組むことで、ひとやまちが元気になる社会をめざします。

第2条（認定講師の種別・区分）

1 認定講師の種別には3種類あり、各検定試験に合格することで、以下の内容を教えることができます。

- ベーシック認定講師：基本会議フレーム3つとアレンジ
- アドバンス認定講師：基本会議フレーム5つとアレンジ
- マスター 認定講師：基本会議フレーム6つとアレンジ

2 前項の認定講師の種別には、それぞれに以下の区分を設けます。各検定試験に合格することで、以下の方法で教えることができます。

- アナログ手書きver.：ホワイトボード（紙を含む）を活用して、手書きで実施する方法
- デジタル入力ver.：デジタルアプリケーションを活用し、文字入力で実施する方法

3 認定講師は、当社指定の講座を修了することで専門課程を教えることができます。

（例）アサーティブ×ホワイトボード・ミーティング®

第3条（認定講師の登録要件と登録申請手続き）

1 認定講師の登録には、以下の（1）～（6）の全ての要件を満たすことが必要です。

- （1）ホワイトボード・ミーティング®検定試験（ベーシック）に合格した者（アナログ手書きver.もしくはデジタル入力ver.）
- （2）本規約の内容に同意する者
- （3）申込時における年齢が、満18歳以上である者
- （4）認定講師養成講座を受講した者
- （5）ホワイトボード・ミーティング® 2 Daysセミナーを受講した者（認定講師登録前、または登録後1年以内に受講）
- （6）当社と協力しながら「気軽な勉強会」を運営・参画する者

2 認定講師の登録申請手続きは以下の通りとします。

- （1）認定講師養成講座の受講申込を行う
- （2）当社にて登録要件を満たしているかを確認し、受講申込を受理する
- （3）認定講師養成講座受講料と登録料を所定の方法で支払う
- （4）認定講師養成講座を受講後、当社と認定講師契約を締結する
- （5）ホワイトボード・ミーティング® 2 Daysセミナーを受講する（認定講師登録前、または登録後1年以内に受講）

3 認定講師の登録期間は、登録日から2年とします。

第4条（認定講師証の発行）

1 認定講師登録が完了した者には「認定講師証」を発行します。

2 認定講師は求めに応じて「認定講師証」を提示します。

3 認定講師は、その資格を喪失した場合には、速やかに「認定講師証」を当社に返還します。

第5条（認定講師資格の更新）

1 認定講師は技術の品質保持と自身の成長のために、2年毎に認定講師資格を更新します。ただし、更新には当社の許可が必要です。

2 更新手続きは以下の通りとします。

- （1）更新料18,000円（税込・2年分）を支払う
- （2）キャリアカウンセリングを受ける

(3) 当社所定の「更新研修」を受講する(受講料は更新料に含む)

3 更新手続きは、認定講師証に記載された有効期限の1年前の同日から、有効期限の2ヶ月前までに行います。

4 期日までに更新料の入金が確認できない場合は、当社は更新を許可しません。

第6条 (登録料・更新料の返金)

支払済みの登録料、及び更新料は、いかなる理由があろうとも返還しないものとします。

第7条 (認定講師の義務)

認定講師は以下の義務を負います。

- (1) ホワイトボード・ミーティング®や当社が提供するファシリテーションカリキュラムを教える場合には、有償無償を問わず、当社所定の方法で申請し、許諾を得る
- (2) 前項の場合には、第三者に対して、以下の措置や周知徹底を図る
 - ・教える行為の録音・録画を禁止するために必要な合理的措置
 - ・教える行為及び、活用して利益を得る行為(会議や相談等の進行やコンサルタントとしてホワイトボード・ミーティング®や当社のカリキュラムを利用してその行為の対価として金銭を得るなど)には、当社による認定講師資格を要すること
 - ・当社が提供した営業上の標識、テキスト、映像、音声、プログラム等のコンテンツの知的財産権が当社に帰属すること
- (3) 当社から講座の依頼を受け、これを承諾する場合は、当社から資料の提供を受け、その資料を用いて講座を進行する。その際、当社が許諾した場合を除き、複写・複製及び改変をしない
- (4) 当社の求めに応じて、講座に利用した資料や情報等の開示に応じる
- (5) 認定講師が国家ないし地方公務員の場合、国家公務員法第104条ないし、地方公務員法第38条の兼業禁止義務を守る。但し兼業及び副業に関する許可を得た場合は、許可を受けた範囲内においては、この限りではない

第8条 (認定講師の権利)

認定講師は以下の権利を有します。

- (1) 有償無償を問わず、当社からの依頼を受ける、あるいは所定の方法で当社に申請、許諾を得ることで、ホワイトボード・ミーティング®をはじめとする当社のカリキュラムを教えることができる
 - ・当社が主催、又は開催を依頼する各種講座にて、当社の依頼に基づいて教える
 - ・当社にライセンス申請をして、許諾を得て、有償で教える
 - ・当社にプロボノ申請をして、許諾を得て、無償で教える
 - ・教える内容や方法は、認定講師が有する認定講師資格の種別及び区分等に規定される
- (2) 講座に必要な資料や情報(当社が有するものに限る)を当社に求めることができる
- (3) 協議により、当社と共同でカリキュラムやテキストの企画・開発することができる
- (4) 当社の指定する講座に割引価格(税別)で参加することができる。
- (5) 名刺やプロフィールに「ホワイトボード・ミーティング®認定講師」と表記することができる
(例)「ホワイトボード・ミーティング®認定講師(ベーシック)」

第9条 (講師依頼)

- 1 本規約に基づいて、認定講師に対し講師依頼をすることがあります。但し、当社が認定講師に必ず講師依頼することを保障しません。
- 2 当社が講師依頼をする時は、認定講師に対して依頼を通知し、認定講師はここに定める内容について誠実に活動を進めます。
- 3 講師料は別途、当社が定めます。
- 4 認定講師は、講座がスムーズに開催されるよう準備に努めます。
- 5 認定講師が止むを得ない事情で当社が依頼する認定講師活動ができなくなった場合は、速やかに、当社に連絡をします。
- 6 当社が委託する講師業務を、認定講師が他者に再委託することを禁止します。

第10条 (ライセンス活動)

- 1 認定講師は、当社にライセンス申請をして許諾を得た場合は、当社が主催する以外の講座でホワイトボード・ミーティング®や当社のカリキュラムを教えることができます。
- 2 認定講師はホワイトボード・ミーティング®を教えることで、名目の如何を問わず何らかの金銭を受領するときは、その金額に拘わらず、所定のライセンス料の支払いが必要です。ライセンス料は、対面、オンライン、動画配信などの方法にかかわらず、以下のように定めます。

各認定講師の累計活動件数	ライセンス料率
ライセンス活動 1～10件	受注金額又は参加費収入の30%
ライセンス活動 11件以上	受注金額又は参加費収入の15%

- (1) 受注金額とは受注先から受け取る講師料、資料代、企画料、交通費、宿泊費等を含む総額とします。
- (2) ただし見積書や請求書において交通費、宿泊費が明確に区別されている場合は、その金額を差し引いた額を受注金額とします。
- (3) この場合、受注先と契約した書類等の明示を必要とします。
- (4) ホワイトボード・ミーティング®や当社のファシリテーションカリキュラムを講師活動の一部に利用する場合のライセンス料率は、受注金額又は参加費収入の総額に対して適用されます。
- (5) 参加費収入とは、有料セミナーの参加者から徴収した参加費の総額とします。

3 認定講師がホワイトボード・ミーティング®及び当社のカリキュラムの内容に関連して書籍や記事、論文等の執筆を行う場合は、以下の手続きが必要です。

- (1) 認定講師は当社が指定する所定の形式で、執筆について申請、及び報告をします。
- (2) 執筆にあたっては、当社が指定する「表記の規定」に則ることが必要です。

例 【正】 ホワイトボード・ミーティング® 【誤】 ホワイトボードミーティング

- (3) ライセンス料を支払うことで、認定講師は当社のコンサルティングを受けることが可能です。ライセンス料は、執筆料・印税額（初版）にライセンス活動件数に応じたライセンス料率を乗じた金額とします。ただし、書籍、記事の1部として執筆する場合のライセンス料は、執筆料・印税額（初版）を、原則としてページ数で按分した金額を基礎として算出したライセンス料でコンサルティングを受けることが可能です。

4 認定講師は、プロボノ活動として以下の行為を行う場合には、当社の許諾のもと、ライセンス料の支払いなくホワイトボード・ミーティング®及び、当社のカリキュラムを教えることができます。

- (1) 認定講師が、直接雇用関係にある会社・学校等において無償で教える場合
- (2) 上記以外の法人、団体その他の者に対して、1回を限度として、無償でホワイトボード・ミーティング®を教える場合
- (3) その他、当社がプロボノ活動として相当と判断した場合

5 認定講師を直接雇用する会社ないし個人、その他の第三者が、認定講師がホワイトボード・ミーティング®及び、当社のカリキュラムを教えることで、名目の如何を問わず何らかの金銭を受領するときは、当該認定講師は、当社に報告の上、当社と認定講師を直接雇用する会社ないし個人、その他の第三者との間で「業務提携契約」を締結させる義務があります。

第11条（講師としてのふるまい）

認定講師として、ふさわしい服装、言葉遣い、態度やふるまいに務めます。

第12条（知的財産権等）

当社が提供する営業上の標識、ノウハウ、文章、画像、映像、音声、プログラム等のコンテンツ等の知的財産権は当社に帰属します。

第13条（認定講師の登録解除）

認定講師が次の各号に該当する場合、当社は、認定講師の登録を解除し、又は認定講師の登録期間を短縮できます。

- 1 認定講師の健康状態が悪化し、当社が認定講師活動に耐えられないと判断した場合
- 2 本規約、又は法令に違反した場合
- 3 公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- 4 当社の知的財産権を侵害する行為をおこなった場合
- 5 当社の名誉、及び信用を棄損した場合
- 6 ライセンス契約を申請することなく、ホワイトボード・ミーティング®を及び、当社のプログラムを教えた場合
- 7 認定講師活動や当社の仕事で知り得た商業情報や個人情報を漏らした場合
- 8 当社の組織や講座運営等を乱した場合
- 9 その他、認定講師として当社が不適切と判断する場合

第14条（個人情報）

- 1 当社は、認定講師の個人情報について、個人情報保護法及び関係諸法令等に従って、適切に取り扱います。

- 2 当社は、認定講師の属性、その他の顧客情報を認定講師の同意なく自らの業務遂行のためにのみ利用できます。
- 3 当社は、認定講師の属性、その他の顧客情報等の統計情報を開示できます。
- 4 当社は、メールマガジンの送付等自己の営業のために顧客情報を利用できます。
- 5 当社は、顧客情報を厳重に管理し、当該顧客の同意がない限り第三者に顧客情報を有償、無償を問わず漏洩・開示及び提供してはならないこととします。また顧客情報を利用するにあたっては、顧客のプライバシーに配慮します。
- 6 法令により開示が求められた場合、当社は情報を開示できるものとします。

第15条（地位譲渡の禁止）

認定講師資格及び、本規約に基づく権利・義務につき、第三者に譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。

第16条（分離）

本規約のいずれかの条項又はその一部が法令等により無効とされた場合、無効と判断された以外の部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第17条（裁判管轄）

本契約に関して紛争が発生した場合（裁判所の調停手続きを含む）、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（本規約の改訂）

- 1 当社は、本規約を変更又は終了できるものとし、変更又は終了する場合には認定講師に対して、その内容を通知するものとし、
- 2 前項の変更は、変更後の本規約の施行時期及び内容を当社ホームページでの表示その他の適切な方法により周知し、または認定講師に通知します。
- 3 第1項の終了は、終了時期及びその理由を当社ホームページでの表示その他の適切な方法により周知し、または認定講師に通知します。この場合、当社は認定講師に対して、なんらの責任も負わないものとします。
- 4 当社が認定講師への通知方法として当社ホームページでの掲載による方法をとった場合は、当社ホームページに掲載された時に、認定講師に対する通知がなされたものとします。

附則 本規約は、平成27年4月1日から施行します。

平成27年	11月	1日	改訂
平成28年	8月	1日	改訂
平成28年	8月10日		改訂
平成30年	4月	1日	改訂
平成31年	4月	1日	改訂
令和2年	4月	1日	改訂
令和3年	1月	1日	改訂
令和4年	1月	1日	改訂
令和4年	10月	1日	改訂
令和5年	1月	1日	改訂
令和5年	10月	1日	改訂
令和7年	5月	1日	改訂

(第13版)